

■料金体系見直し案（基本数量・基本料については、現行からの素案）

○【現行】水道使用料（税抜）

用途区分	用途番号	使用料		
		基本料		超過料
		基本水量 m ³	基本料金 円	1m ³ 当り 円
家庭用	1	4	650	—
		8	1,300	155
営業用又は事業用	2	15	2,500	175
官公署・学校用	3	30	5,000	175
病院用	4	300	50,000	175
公衆浴場用	5	300	50,000	175
旅館用	収容人員 501人以上	3,000	500,000	135
	301～500人	2,000	333,000	135
	151～300人	500	83,300	135
	51～150人	200	33,300	145
	50人以下	50	8,330	145
臨時用	11	0	2,500	250
その他用	12	10	1,670	175

備考

家庭用において、使用水量4m³を超えた月は、基本水量8m³を適用する。

【用途区分の見直し案】

水道料金（現行料金収入を維持した場合）

用途区分	用途番号	使用料		
		基本料		超過料
		基本水量 m ³	基本料金 円	1m ³ 当り 円
家庭用	1	8	1,300	155
旅館用	収容人員 501人以上	3,000	500,000	135
	301～500人	2,000	333,000	135
	151～300人	500	83,300	135
	51～150人	200	33,300	145
	31～50人	50	8,330	145
	30人以下	20	3,330	145
臨時用	8	0	2,500	250
その他用	9	10	1,700	175
		15	2,570	175
		30	5,100	175
		50	8,720	175
		100	18,100	175
		300	58,000	175

※家庭用において使用水量4m³を超えた場合は8m³適用

※家庭用以外において各区分基本水量超過に対し超過料の発生。

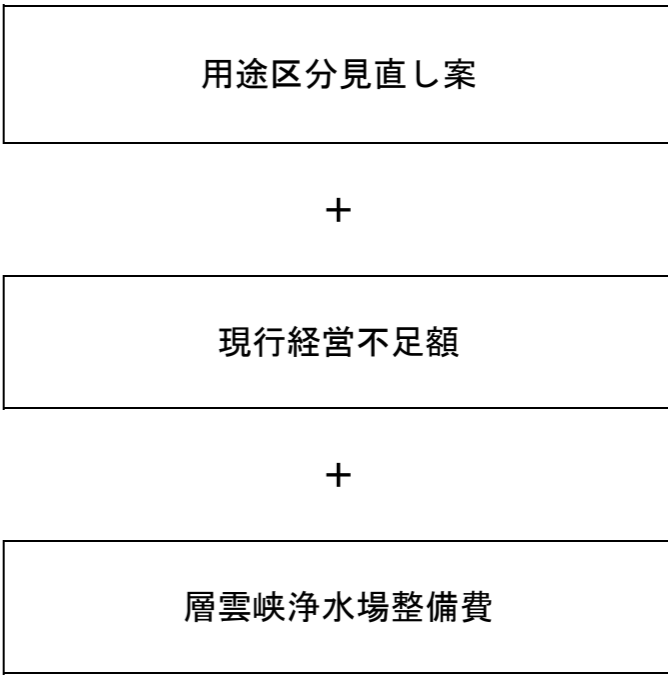
- ①その他用基本料金設定は、各々前の区分との整合性を図る。
- ②「家庭用」→町内会会館編入。

メーター使用料

金額
278
2,445
2,340
1,400
1,400
466
335
336

※平均値

【料金改定】



OH23年度使用料調定額用途区分見直しに伴う試算（税抜）

(円)

用途区分	調定金額	
家庭用	2,708,550	
	36,153,645	
営業用又は事業用	5,554,620	
官公署・学校用	2,353,250	
病院用	838,700	
公衆浴場用	925,215	
旅館用	収容人員 501人以上	32,151,585
	301～500人	3,249,455
	151～300人	3,255,510
	51～150人	917,955
50人以下	661,620	
臨時用		
その他用	6,291,810	
調定金額合計	95,061,915	

(円)

用途区分	調定金額	
家庭用	40,474,640	
その他用	営業用又は事業用	5,194,920
	官公署・学校用	2,155,660
	病院用	934,700
	公衆浴場用	591,760
	その他	6,541,500
	合計	15,418,540
旅館用	収容人員 501人以上	32,151,585
	301～500人	3,249,455
	151～300人	3,255,510
	51～150人	917,955
	31～50人	661,620
30人以下	117,830	
臨時用		
調定金額合計	96,247,135	

※経過措置なしで試算

※ニュー層雲分控除3,779,045円

※家庭用旧4m³区分については、世帯割合により試算(65歳以上世帯44.5%)

※現行「営業用」となっている層雲峡旅館を旅館用「30人以下」への編入。

※ニュー層雲分控除3,779,045円